

福岡県における飲酒運転対策の取組

「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」について



平成27年1月28日

福岡県保健医療介護部 健康増進課

こころの健康づくり推進室



「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」 制定の背景

1. 本県の飲酒運転事故件数の推移

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
飲酒運転事故件数	880件	829件	650件	366件	284件	296件	337件	257件
対前年増減数	11	51	179	284	82	+12	+41	80
全国ワースト順位	4位	3位	4位	5位	5位	4位	1位	2位
死亡者数	34人	22人	20人	15人	11人	10人	9人	8人

2. 飲酒運転事故による若い犠牲者の発生

- 平成18年8月：幼児3人の死亡事故
- 平成23年2月：高校生2人の死亡事故

3. 議員の提案により成立

- 平成24年2月 県議会で可決・成立
- 平成24年4月 施行(一部の規定は同年9月21日施行)

条例の概要

1. 目的及び特徴
2. 県民の責務
3. アルコール問題対策
4. 事業者の責務
5. 飲酒運転撲滅宣言企業
6. 飲酒運転撲滅宣言の店
7. その他の取組

条例の目的及び特徴

○ 目的

県、県警察、市町村、関係機関・団体が連携して飲酒運転撲滅運動を推進し、県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識を定着させる。

○ 特徴

- n 飲酒運転の要因となるアルコール依存症等の予防措置を講じるとともに、アルコール依存症の治療促進を図る取組
- n 飲食店等において、運転者に飲酒をさせないための取組

県民の責務

■ 県民の責務

車両を運転するときは飲酒しないこと。

アルコールが身体に及ぼす影響について正しく理解するように努め、飲酒したときは車両を運転しないこと。

アルコール依存症であるとき又は問題飲酒行動があるときは、治療又は是正に努めること。

■ 県民の義務

- ▶ 飲酒運転違反 1回目：専門医療機関の受診努力義務
- ▶ 飲酒運転違反 2回目：専門医療機関の受診・報告義務

アルコール問題対策

アルコール依存症の受診義務

飲酒運転違反で検挙

処分決定後、公安
委員会が違反者情
報を知事に提供

(1回目)

アルコール依存症受診の努力義務

(5年以内に2回目)

アルコール依存症の受診・報告義務

県が指定する医療
機関の一つを受診

(受診しない場合)

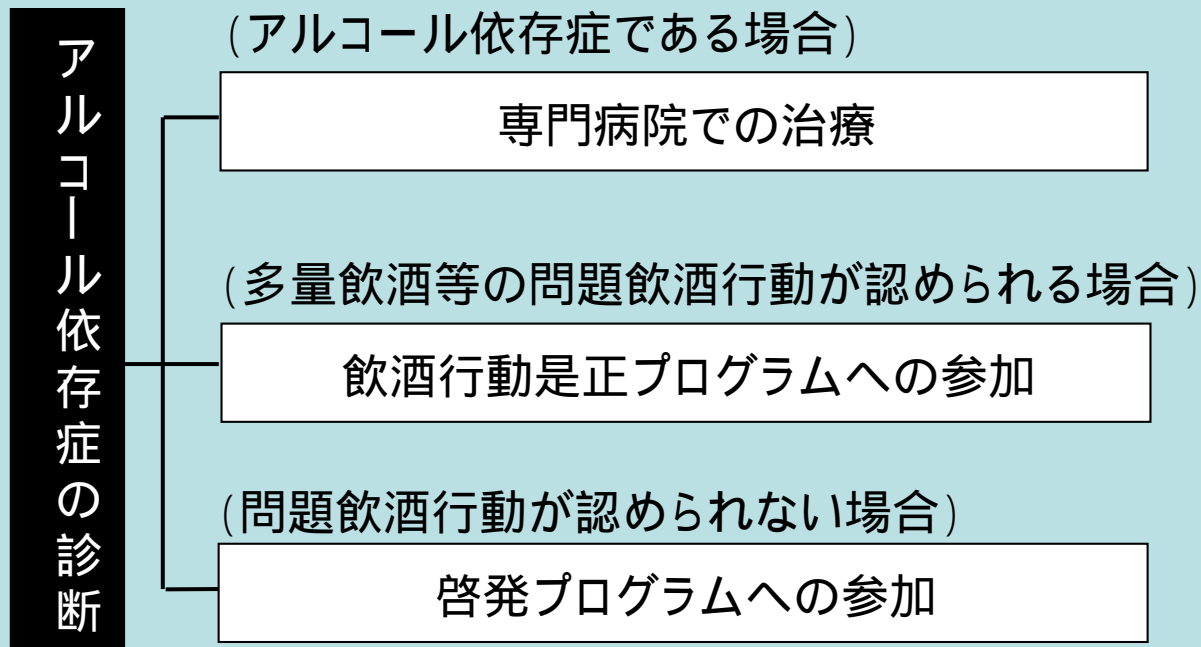
受診命令

5万円以下の過料

アルコール問題対策

アルコール依存症の治療等

受診した指定医療機関の医師の意見を勘案し、下記のいずれかの取組に参加



事業者の責務

○ 事業者

業務用車両の運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、従業員の飲酒運転を防止するため必要な対策を講じるよう努める。

○ 特定事業者

- ・酒類を提供する飲食店営業者
- ・酒類販売業者
- ・駐車場所所有者等

- ・上記特定事業者
- ・タクシー事業者
- ・運転代行業者

飲酒運転撲滅に関するポスターを掲示するなど、飲酒運転を防止するための措置を講じるよう努める。

来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがあるときは、警察官に通報しなければならない。

飲酒運転撲滅宣言企業

ア 対象
事業者

イ 取組内容

飲酒運転の撲滅を宣言し、下記事項等を記載した「飲酒運転撲滅推進計画」の策定等の取組を行うよう努める。

- ・管理体制に関する事項
- ・社内処分に関する事項
- ・従業員等に対する啓発・検診 等



平成26年11月30日現在登録数
19,783事業所

飲酒運転撲滅宣言の店

ア 対象

酒類を提供する飲食店営業者

イ 取組内容

以下に掲げる措置等を講じることにより、飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行うよう努める。

- ・車両利用の有無の確認
 - ・帰宅方法やハンドルキーパーの確認
 - ・運転代行の紹介
- 等



平成26年11月30日現在登録数
3,392店舗

その他の取組

1. 飲酒運転撲滅連絡会議の設置
2. 飲酒運転撲滅推進総合計画の策定
3. 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣
 - 警察OB、保健師、看護師、飲酒運転事故被害者遺族等を登録
 - 市町村、事業者、高校等に派遣し、講話や教育を実施
4. 飲酒運転撲滅活動推進員の委嘱
5. 飲酒運転防止教育の実施
 - 「飲酒運転防止に関する指導の手引」を作成し、手引きを活用した学校教育を実施

等

福岡県の飲酒運転事故の推移

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
飲酒運転事故件数	284件	296件	337件	257件	185件	171件	153件
対前年増減数	82	+12	+41	80	72	14	18
全国ワースト順位	5位	4位	1位	2位	10位	9位	11位
死亡者数	11人	10人	9人	8人	5人	3人	4人



福岡県飲酒運転撲滅運動の
推進に関する条例の施行

御清聴ありがとうございました。

